

移動販売車等の出店について

1 目的

春日井まつりに出店する移動販売車等について、必要な事項を定める。

2 開催期間

平成 22 年 10 月 16 日（土）、17 日（日）午前 10 時～午後 4 時

3 会場

市庁舎周辺

（春日井まつりのわいわい☆ぱくぱくランド、世界グルメストリート、NTT 駐車場及び中央公園）

4 出店資格

- (1) 移動販売車もしくはコンテナによる出店者。
- (2) イベントの出店実績があり、現に営業活動を行っている商業者。
- (3) 春日井まつりショッピング部会が承認する商業者。
- (4) 出店者は事前に開催の出店責任者説明会に出席できること

5 応募方法

- (1) 出店希望の商業者は、別紙「出店申込書」に出店内容が分かる企画書、移動販売車の写真（出店状況の写真も要添付）を添え、春日井まつり実行委員会事務局（春日井市市民生活部市民生活課）へ提出すること。
- (2) 出店申込期間は、平成 22 年 7 月 30 日（金）から 8 月 16 日（月）午後 5 時必着までとする。

6 販売品目

通常テントによる出店では販売ができない品目とする。

7 出店料

- (1) 移動販売車 30,000 円
- (2) コンテナ 実費相当額

8 コンセント代（希望店のみ）

1 コンセントあたり 2,000 円（2kw まで）

9 経費の負担

出店料並びに出品物の輸送、搬入出、特別装飾に要する一切の経費は、出店者の負担とする。

10 小間割

出店場所の小間割は、出店品目を参考に春日井まつり実行委員会が決定する。

11 出店者の決定

春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、春日井まつり実行委員会が決定する。

12 出品物の搬入出（準備・撤去）

(1) 搬入

10月16日(土)及び17日(日)の両日とも、搬入は交通規制開始の午前9時30分から午前10時までの30分間とする。ただし、まつり開始の午前10時にはコンテナ移送の車両は会場の中には留まっていないこと。

(2) 搬出

10月16日(土)及び17日(日)の両日とも、移動販売車の搬出は午後4時から午後4時30分までの30分間とし、コンテナの搬出は午後4時30分からとする。

13 問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44

春日井まつり実行委員会事務局（春日井市市民生活部市民生活課）

電話(0568)85-6616 FAX(0568)85-5522

E-mail seikatsu@city.kasugai.lg.jp